

令和元年 5 月 23 日

各 位

会 社 名	株式会社 廣 濟 堂
代 表 者 名	代表取締役社長 土井 常由
(コード番号	7868 東証 第1部)
問 合 せ 先	取締役 小林 秀昭
電 話	(03) 3453-0557

株式会社南青山不動産による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社南青山不動産（以下「公開買付者」といいます。）が平成 31 年 3 月 22 日から実施しておりました当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、令和元年 5 月 22 日をもって終了し、公開買付者より本公開買付けの結果について添付のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

（添付資料）

令和元年 5 月 23 日付「株式会社廣濟堂株券（証券コード：7868）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以 上

(別紙)

2019年5月23日

各 位

東京都渋谷区東三丁目22番14号

株式会社南青山不動産

代表取締役 池田 龍哉

株式会社廣濟堂株券（証券コード：7868）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社南青山不動産（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社廣濟堂（株式会社東京証券取引所市場第一部、証券コード：7868、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを2019年3月20日に決定し、同年3月22日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2019年5月22日を以って終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名 称 株式会社南青山不動産

所在地 東京都渋谷区東三丁目22番14号

(2) 対象者の名称

株式会社廣濟堂

(3) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
21,557,549株	9,100,900株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（9,100,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,100,900株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（21,557,549株）を記載しております。これは、対象者が2019年2月13日に提出した「第55期第3四半期報

告書」(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された2018年12月31日現在の発行済株式総数(24,922,600株)から、対象者が2019年2月8日に公表した「平成31年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2018年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(9,151株)並びに本日現在において公開買付者が所有する対象者株式数(1,186,100株)及び特別関係者が所有する対象者株式数(2,169,800株)を控除した株式数です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(4) 買付け等の期間

2019年3月22日(金曜日)から2019年5月22日(水曜日)まで(38営業日)

(5) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金750円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,100,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(427,000株)が買付予定数の下限(9,100,900株)に満たないため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書(その後の公開買付け条件等の変更の公告及び公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全ての買付け等を行いません。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、2019年5月23日に、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	427,000株	一株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株

株 券 等 預 託 証 券 ()	一株	一株
合 計	427,000 株	一株
(潜 在 株 券 等 の 数 の 合 計)	(一 株)	(一 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	11,861 個	(買付け等前における株券等所有割合 4.76%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	21,698 個	(買付け等前における株券等所有割合 8.71%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	11,861 個	(買付け等後における株券等所有割合 4.76%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	21,698 個	(買付け等後における株券等所有割合 8.71%)
対象者の総株主等の議決権の数	248,900 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、本四半期報告書に記載された2018年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式(但し、自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された2018年12月31日現在の対象者株式の発行済株式総数(24,922,600株)から、対象者が2019年5月15日に公表した「2019年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2019年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(10,305株)を控除した株式数(24,912,295株)に係る議決権の数(249,122個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

該当事項はありません。

② 決済の開始日

該当事項はありません。

③ 決済の方法

該当事項はありません。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券等を

応募が行われた直前の記録（応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社南青山不動産	東京都渋谷区東三丁目 22 番 14 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上

(株式会社廣濟堂株券(証券コード:7868)に対する公開買付けの結果に関するお知らせの別紙)

2019年5月23日

弊社らグループによる株式会社廣濟堂株式に対する公開買付けの終了に際して

株式会社南青山不動産
代表取締役 池田 龍哉

株式会社レノ
代表取締役 福島 啓修

株式会社南青山不動産及び株式会社レノ(以下「弊社ら」といいます。)は、コーポレート・ガバナンスを通じて、上場企業のあるべき姿を追求する企業グループです。上場企業は社会の公器として、従業員、お取引先、ビジネスパートナー、そして株主といった全てのステークホルダーに対する責任があると考えております。

2019年3月22日に開始した株式会社南青山不動産による株式会社廣濟堂(以下「廣濟堂」といいます。)の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、2019年5月22日をもって買付期間が終了いたしました。なお、本公開買付けに対しては、2019年4月25日に廣濟堂取締役会が中立の立場をとり、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを表明されておりました。

廣濟堂取締役会は、その買付価格が廣濟堂の1株当たり純資産を大幅に下回るマネジメント・バイアウトとしての公開買付け(以下「MBO公開買付け」といいます。)に対して、賛同の意見表明及び応募の推奨を行うことにより、廣濟堂の売却を企図されておりました(MBO公開買付けは、本公開買付けの実施により、廣濟堂取締役会が応募の推奨を撤回し中立の立場をとり、その後、不成立で終了となりました。)。一度売却を決定した会社は、既存株主の皆様が株主価値向上のため、第三者からより価格が高い条件による買い取りの提示がなされたときは、株主から経営を委託された会社の取締役会として既存株主の皆様が株主価値向上を企図し、その買付価格が高い方に賛同の意見表明及び応募の推奨をするべきであります。本公開買付けの買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)である750円は、廣濟堂取締役会が一度売却を企図された価格である610円(以下「MBO公開買付価格」といいます。)より高く(引き上げ後のMBO公開買付価格である700円と比較しても、本公開買付価格の方が高い買付価格です。)、今回、廣濟堂取締役会が、本公開買付けに対して賛同の意見表明及び応募の推奨を行わなかったことで、弊社らとしては、廣濟堂の全ての既存株主の株主価値向上がないがしろにされてしまったのではないかと考えております。

本公開買付けには、427,000株(所有割合(注):1.71%)のご応募がございました。本公開買付けの買付結果からご理解頂けるとおり、廣濟堂の既存株主の皆様が多くは、現時点で廣濟堂株式を売却したいというご意思が

ないと考えることができます。一方、MBO 公開買付けには、5,445,164 株（所有割合：21.86%）の応募がございました。本公開買付けの買付期間中に、買付価格が低い条件である MBO 公開買付けに応募し、MBO 公開買付けが不成立となった後は買付価格が高い条件である本公開買付けに応募しなかった株主の中には、廣濟堂株式を保有しその代わりに自社の株式を廣濟堂に保有してもらっているという、いわゆる株式の持ち合い保有を行っている上場企業がいらっしゃるのではないのでしょうか。自らの資産をより低い価格で売却しようとされたこれら上場企業の取締役会の皆様は、自らの株主に対する取締役会としての義務をどのように考えているのか、疑問に感じております。廣濟堂取締役会と MBO 公開買付けに応募した株主の方々、廣濟堂の既存株主の皆様が多くが廣濟堂株式を売却する意思がない中、MBO 公開買付けを成立させることを企図し、廣濟堂の既存株主の皆様を強制的に追い出そうとされたのではないのでしょうか。

上場企業にとって、株式の持ち合い保有は、全ての株主の株主価値の向上ではなく、取締役会の保身のために使われるものであり、百害あって一利なしであります。弊社は、日本の上場企業においては、本来全てのステークホルダーに対する義務を果たす必要がある中で、依然、このような既存株主に対する軽視が行われていると考えております。近年では、経済産業省主導によるコーポレートガバナンス・コードの策定、金融庁によるスチュワードシップ・コードの策定、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の取り組みなど、日本の上場企業におけるコーポレート・ガバナンスの重要性への理解は深まってきており、弊社は、これからも引き続き、日本においてコーポレート・ガバナンスに対する理解が浸透し、日本の全ての上場企業が、本来のあるべき姿に近づくことを期待しております。

弊社は、本公開買付けの公開買付届出書及び訂正公開買付届出書に記載のとおり、廣濟堂の経営陣と十数回に渡る対話を実施し、コーポレート・ガバナンスの重要性を訴えて参りました。今後、弊社は、廣濟堂が、廣濟堂を取り巻く全てのステークホルダーの皆様に対してその責任を果たすことができるよう、支援してきたいと考えております。また、弊社は、廣濟堂の株主として、今後、廣濟堂がコーポレート・ガバナンスの考えに基づき経営される会社になることを期待しております。

（注） 「所有割合」とは、廣濟堂が 2019 年 2 月 13 日に提出した「第 55 期第 3 四半期報告書」に記載された 2018 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（24,922,600 株）から、廣濟堂が 2019 年 5 月 15 日に公表した「2019 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2019 年 3 月 31 日現在の廣濟堂が所有する自己株式数（10,305 株）を控除した株式数（24,912,295 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

以上